

確定申告 正しく 早めに 市・県民税申告

2/16木～3/15水

土・日曜日、祝日を除く

☎確定申告について 島田税務署 ☎37-3121

☎市・県民税申告について 課税課 ☎36-7140

ところ／地域交流センター^{ほほろ}歩歩路 多目的ホール

開設時間／午前9時～午後5時(受付終了:4時)

期間中の申告相談は、申告会場での受け付けとなります。会場には、駐車場はありません。公共交通機関ま

たは近くの有料駐車場をご利用ください。感染症の流行状況などにより、会場を閉鎖する場合があります。

感染 防止

新型コロナウイルス感染症の拡大防止 対策(マスク着用・手指消毒)に、ご理解とご協力をお願いします

○入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

○筆記用具と計算器具を持参の上、できる限り少人数でお越しください。

○混雑が予想されますので、e-Tax の利用や郵送などによる申告書の提出にご協力ください。

入場 整理

会場に入るためには、入場整理券(オンライン事前発行または当日配布)が必要です

○オンライン事前発行分は、国税庁LINE 公式アカウントから取得できます。(市・県民税申告を除く)

○当日配布分は会場で配布します。枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。

○入場の際、LINE 手続きで表示される「申込完了」画

面または当日配布した入場整理券を確認します。

○入場整理券には、会場への入場時間が記載されています。必ず指定時間に、会場へお越しください。

○指定時間に遅れると、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況により、指定時間どおりに案内できない場合があります。



国税庁LINE

持ち物 ※収支内訳書、青色申告決算書、医療費の明細書は、あらかじめ作成してください。

【共通】 所得税の確定申告／市・県民税の申告

確認

令和4年中の収入が分かる書類／各種源泉徴収票の原本・収支内訳書・青色申告決算書など	✓
令和4年中の控除額が分かる書類／国民健康保険税、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの納付・控除証明書	✓
障害者控除を受ける人／該当者の各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書 など	✓
雑損控除を受ける人／災害関連支出の領収書、保険金などの金額が分かるもの、り(被)災証明書など	✓
配偶者や扶養親族の所得が分かる書類	✓
医療費控除を受ける人／医療費控除の明細書、医療費通知(領収書の添付は不可) など	✓
寄附金(ふるさと納税など)控除を受ける人／寄付先と寄附額を証明する書類	✓

確認

申告者・扶養親族のマイナンバーカードか通知カード	✓
申告のお知らせ／税務署からのハガキまたは令和5年度市県民税・県民税申告書 ※前年の控えがあると便利です。	✓
手続きをする人(来場する人)の公的身分証明書 顔写真あり／運転免許証・パスポートなど1点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点	✓

【追加】 所得税の申告

スマホ申告に必要なもの／マイナポータルアプリをインストール済みのスマートフォン、マイナンバーカード(発行時に設定したパスワードも必要です。)	✓
所得税の還付を受ける人／預金口座番号(申告者本人名義)の分かるもの	✓

【追加】 市・県民税の申告

世帯外の人が代理で申告する場合／委任状	✓
---------------------	---

確定申告

確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡などの所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得があり、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与をもらっている人 など

※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告は不要です。

※会場では原則、自分のスマートフォンで申告します。なおe-Taxを利用した申告は、会場以外でも行えて便利です。

※詳しくは、国税庁ホームページから。



国税庁HP

市県民税

市・県民税申告が必要な人

令和5年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人(原則、確定申告をする人を除く)

- 事業、不動産、その他の収入(太陽光発電による売電収入や内職収入など)があった人
- 社会保険料控除や医療費控除など各種控除を受けようとする人
- 年末調整をした上で、給与所得または公的年金等以外の所得が20万円以下の人 など

住民税試算システムで申告書が作成できます

所得の状況などを入力することで、申告書の作成・税額・ふるさと納税の限度額を試算できます。

【郵送による申告書の提出】

郵送で申告書を提出する場合は、記入漏れが無いか確認し、添付書類(源泉徴収票・各種控除証明書など)とともに、課税課宛てにお送りください。



住民税試算システム

住宅控除

住宅借入金等特別控除説明会のお知らせ

新たに住宅借入金等特別控除を受ける人を対象とした説明会です。その場で申告書の作成・提出ができますので、必ず必要書類をお持ちください。

とき/2月14日(火)・15日(水)

ところ/地域交流センター歩歩路 多目的ホール

開設時間/午前9時～午後5時(4時 受け付け終了)

必要書類/登記事項証明書・契約書の写し・年末残高証明書など

※入場には、入場整理券(当日配布分・オンライン事前発行分)が必要です。金谷・川根地区の人は14日(火)、それ以外の地区の人は15日(水)を目安にお越しください。

出張相談

【完全予約制】出張申告および税理士による無料税務相談所(金谷会場のみ)のお知らせ

相談内容が複雑な場合(譲渡所得や収入金額などが高額な人)や贈与税の申告を除きます。

とき・ところ

2月21日(火)・22日(水) 川根支所 大会議室(2階)

2月24日(金) 金谷公民館みんくる 集会室(2階)

開設時間(共通)/午前9時30分～午後4時(22日(水)のみ正午まで)

予約受付期間/1月31日(火)～2月14日(火)

予約可能人数/川根会場 = 64人、金谷会場 = 77人

※先着順。上限になり次第、予約受付を終了します。

予約方法(受付時間)

①インターネット(原則、24時間受け付け)

QRまたは市ホームページから、予約フォームへ

※1月31日(火) 午前9時から開始。2月14日(水) 午後5時15分まで。

②電話で課税課へ(午前9時～午後5時15分)

○夜間・休日や受付開始前の受け付けはできません。

○予約開始日は、電話が繋がりにくくなります。時間を空けてお掛け直してください。



電子申請

長寿介護課からのお知らせ ㊟長寿介護課 ☎ 34-3294

医療費控除/6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除には、主治医が発行する証明書が必要です(2年目以降は長寿介護課が発行する確認書)。

障害者控除対象者認定書

介護認定を受けている65歳以上で、要介護2以上の人は「障害者控除」を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

島田税務署からのお知らせ

所得税、復興特別所得税、贈与税の申告・納税は、3月15日(水)までです。個人事業主の消費税と地方消費税の申告・納税は、3月31日(金)までです。